

## ⇨ 決算調整とは

**Q** : 税務調整に決算調整というものがあるようですが、どういったことをするのですか？

**A** : 決算段階でする調整で、①損金経理を要するもの、②所定の経理が要求されるもの、③損金経理のほか、積立金として経理できるものがあります。

### 【解説】

税務調整とは、会計上の利益に税務上の調整を行い課税所得を計算することですが、決算時に行うものを「決算調整」、申告時に行うものを「申告調整」と呼んでいます。

決算調整には、①損金経理をしなければ損金算入が認められないもの、②所定の経理をしなければ益金算入又は損金算入が認められないもの、③損金経理のほか、積立金として積み立てることも認められるものがあります。

例えば、次のようなものです。

- ① 損金経理をしなければ損金算入が認められないもの
  - ・ 減価償却資産の償却費
  - ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入
  - ・ 各引当金の繰入れなど
- ② 所定の経理をしなければ益金算入又は損金算入が認められないもの
  - ・ 長期割賦販売等に係る収益及び費用
  - ・ 工事進行基準に係る収益及び費用
- ③ 損金経理のほか、積立金として積み立てることも認められるもの
  - ・ 圧縮記帳など

